

文部科学省初等中等教育局 御中

「教職員のメンタルヘルス対策について（中間まとめ）」に対する意見

社団法人日本社会福祉士会
会長 山村 陸



このたび、公表された「教職員のメンタルヘルス対策について（中間まとめ）」について、意見を以下にまとめました。よろしくお願いします

（1）スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の明記について

「3. 予防的取り組み ④相談体制等の充実（専門家等も含めた体制の充実（P 9））」において、「スクールカウンセラーの活用も重要」との記載があるが、ソーシャルワーク専門職（社会福祉士、精神保健福祉士）による「スクールソーシャルワーカーの活用」についても併記すべきである。

なお「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」には、スクールソーシャルワーカーの職務内容として、「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け」「関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整」「学校内におけるチーム体制の構築、支援」「保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供」「教職員等への研修」が列記されており、これらの内容についても、具体的に例示すべき。

また「④相談体制等の充実（P 4）」において、「スクールカウンセラーによるアドバイスやコンサルテーション」との記載があるが、スクールソーシャルワーカーも、上記の職務内容を通じ、教職員に対する生徒指導上のアドバイスやコンサルテーションを実施している実態があるため、併記すべき。

（2）役割分担による教職員の業務負担の軽減

「2. 教職員のメンタルヘルス不調の背景等 ③教職員の業務の特徴（P. 3）」において、教職員の業務は、「一人の教職員が多くの分掌を担当しなければならず、業務量が多い」「生徒指導上の諸課題、保護者や地域との関係において困難な対応が求められることがあり、教職員個人が得てきた知識や経験だけでは十分に対応できないことがある」との記載がある。不登校やいじめ、問題行動、虐待問題、保護者や地域から寄せられる要望等、教職員1人で対応するには限界がある。

スクールソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）が、前述の職務内容を通じ、「地域との連携体制の構築」「学校と保護者との間に入っての調整」「事例会の運営」等を効果的に実施し、教職員との役割分担を行うことが、教職員の業務負担の軽減につながることについて明記すべき。

また、教職員に対して「生活課題に関する相談」や「福祉に関する情報提供」「具体的な生活支援サービス等へのつなぎ」等の支援を行うことも、教職員のメンタルヘルス不調の背景要因への対応の1つと考えられる。

以上